



◎佐上理事榮轉送別理事會

本會の創立當初から引續き會務の進展に多大の盡力を致された、理事佐上信一氏は、這回地方長官交迭の際、内務省より出で、岡山縣知事に榮轉せられたので、本會は十月十二日同氏の上京を機として、同日午後五時から丸の内日本俱樂部に於て送別の爲る理事會を開いた。水野會長始め山田、長岡、中川、池田、島各理事等出席談笑の間に晚餐を共にし、デザートコースに入るや水野會長は佐上理事の本會に盡された勞を謝し、一同杯を舉げて同氏の健康を祈り佐上理事は之に對して謝辭を述べ、在京理事の健康を祈つて乾杯し一同之に和した。食後もまた歡談盡きなかつたが、三島通庸氏の道路事業の効績談から、思ひ切つて岡山縣の

道路の改良に盡したら佐上神社でも建てらるゝでは無いかと、煽てることの上手な同人ばかりで熱を吹き込むと、數週を田舎で送つた佐上氏も面喰つて居た。併しながら氏をして帝都を離れしむることは何となく物足らぬ氣がしてならない。後別室に於て會長から役員及幹事の異動披露があつて七時過散會した。

◎幹事囑託

本會の幹事丹羽七郎氏外國出張中内務省道路課長代理である内務事務官武井群嗣氏に幹事を囑託した。氏は曩に歐米各國に出張し先頃歸朝した新智識の所有者である。調査部の擴張に伴ひ調査事業増加したとき氏の如き新人を得たのは本會の喜ぶ所である。公務多忙であるが本會の爲に一臂の力を垂れて貰ひたい。

◎平山幹事辭職

幹事平山慶次郎氏は本會會務の爲盡力する所尠くなかつ

たが、客月病氣に罹り静養するが爲今回辭職した本會は多年の功勞を謝し一日も早く全快せられむことを希望して已まない。

### ◎三浦幹事の歸朝

幹事三浦七郎氏の歸朝は前號に報道したが、豫定の通り十月三十日横濱入港の春洋丸で歸朝した。當日は午前八時入港と言ふ無電に接したので、朝寝坊の記者も聊か面喰つたのであつたが久し振の對面を喜んで一年否な五年に一度の早起きで横濱までの出迎に意を決して寢に就いた。併したうとう運轉手に叩き起されて、洗面も朝飯も總て汽車のなかでと考へ飛出した。横濱に着いて見れば九時半の入港に變更されたとのこと。今までの苦勞も水泡に歸したと口惜しかつたがドーすることも出来ない、九時半まで待つことにした。

漸く港外に碇泊した泰洋丸にランチで乗りつけたが、七郎三浦の室は一向に見當らない同人四五が右往左往に捜し

て居ると、オーイ此處だ此處だと喚く聲の主が三浦君であつた。一年と四ヶ月の海外生活で斯くも君を歐化せしめたかと驚く程に變化して居る。マー矮小な毛唐と言ふ態度である。併しながら生來の茶目を發揮して居る所が矢張り昔



君 郎 七 浦 三 事 幹

の三浦君である。眼を左右に走らして居るので細君の顔を捜してゐるのであると合點して、細君の病氣を傳へ佐賀の里に待ち焦れて居ることを話せば、落膽するかと思ひの外、軽く聞き流して居る所は愛妻主義の幹事佐藤君と違ふ所である。併しながら後から聞けば留守中に死んだのを隠して

居ると早合點したから仕方がないと諦めたのであると言つたので矢張君も愛妻主義者。

一年四ヶ月の滯外談は矢張り道路の事に及んだのであつた。その詳細は本誌談叢に收められてゐるから、こゝには述べない。唯だ言葉の中に窺はれるのは鋪裝工法に就て獨特の研究を得て來たらしいことである。歐米化したスタイルと同様に頭のなかも随分歐米化したらしいが、技術的研究の奥底には此處だ此處だと喚いたゞけの昔氣を喪失して居ない點が、吾人の氣を強からしむる所である。

君を待つて居るものは獨り愛妻だけでない。我國惡路も細君以上に待ち焦れて居る。ドーカ馬力を掛けて我國路政の爲に盡して呉れ給へ。(七)

### ◎本會調査部聯合總會

本會は我國道路の革新を圖るがため從來各種の事業を行ひ相當の成績を擧げて居るが、今回更に調査部の組織を變更して、道路又は其の交通に關する法制、道路費に關する

財政若は道路の經濟上、技術上に關して大々的に調査を開始することとなり、調査部を第一乃至第五の部門に分ち、

第一調査科に於ては、道路及其の交通に關係ある法制の調査、第二調査科に於ては、道路費に關する財政の調査、第三調査科に於ては、道路の經濟上の効果に關する調査、第四調査科に於ては、道路の路面構造及維持に關する調査、第五調査科に於ては、道路の線形其地第四調査科に屬せざる道路技術に關する調査を行ふこととなり、十一月九日午後五時より丸の内日本俱樂部に於て聯合總會を開き、水野會長は大要左の如き挨拶をした。

#### 會長の挨拶

本會は汎く道路改良に關する方策を講究し道路の完備を促進する目的を以て大正八年設立し、爾來此の目的を達成するが爲各種の事業を執行し幸にして相當の成績を擧げ得たるも尙之を以て足れりとせず、今回調査部の組織を擴張して調査事業の促進を期せむとし御會同を煩したる次第なり。

想ふに我國の道路は近時稍々面目を一新せむとするの域に達し

たりと雖之を歐米各國の現狀に對照するときは其の及ばざるこ

と遠く、例へば近時發達したる自動車の利用に堪へずして折角

文明の効果を國民生活に利用する能はざるの現狀に在り、此の

如きは固より其の原因多々あるべしと雖道路又は其の交通に關

する法制又は道路費に關する財政若は道路の經濟上技術上に關

して適切ならざるもの存るやに察せらるゝを以て是等の諸點に

關し十分なる調査を遂げ從來の制度方法にして改むべきは改め

新に採るべきものは取り以て道路に關する諸般の事項に關し之

を革新せむことを期す、若し夫れ確定案を得たる曉に於ては之

を關係當局に建議してその實行を迫り或は民間にその勵行を宣

傳して道路の効果を發揚せしむることを期す、希は本會の意の

在る所を諒とせられ慎重審議十分なる調査を煩し度い。

内田調査部長は各科の主査を指名し、第一調査科主査に

次田大三郎君、第二調査科主査に渡邊鐵造君、第三調査科

主査に松木幹一郎君、第四調査科主査に收彦七君、第五調

査科主査に市瀬恭次郎君を煩すことゝした。後食堂に入り

晚餐を共にし歡談に刻を過し七時前散會した。因に大正十

四年度調査事項及各部委員は左記の通である。

大正十四年度調査事項豫定

### 第一調査科

道路に關係ある法制に關する調査

道路工事費特別賦課に關する模範準則の制定

### 第二調査科

道路改良助成費に關する調査

道路工事費特別賦課の成績の調査

自動車税に關する調査

公共團體の道路費財源の調査

### 第三調査科

道路運送費輕減に關する調査

道路交通用具改善の調査

### 第四調査科

輕易なる路面舗裝の調査

### 第五調査科

山陽道其他國道改良計畫の調査

主要府縣道の選擇及其の改良設計に關する調査

調査部委員

調査部長

内田嘉吉君

第一調査科委員

理事

堀田貢君

同

山田英太郎君

同

次田大三郎君

同

島重治君

評議員

松本學君

同

篠原英太郎君

第二調査科委員

理事

内田嘉吉君

同

桐島像一君

同

岡野昇君

同

次田大三郎君

評議員

山根武亮君

同

河津暹君

同

田澤義輔君

同

渡邊鐵藏君

同

田中廣太郎君

同

橋本圭三郎君

第三調査科委員

理事

松木幹一郎君

同

中川正左君

同

村井二郎吉君

同

次田大三郎君

同

種田虎雄君

同

八田嘉明君

評議員

藤山雷太君

同

松岡均平君

同

藤原俊雄君

同

明石照男君

同

中野金次郎君

第四調査科委員

## ◎道路改良費豫算維持運動

緊急理事會の開會

大正十五年度豫算の編成に方り、内務省が道路改良費豫算五百十一萬餘圓を要求したるに對し、大藏當局に於ては之を大正十四年度豫算と同額の三百五十萬圓に減額査定したため、既成工事に對する補助にも多額の不足を告げ、補助を豫期して工事を施行した各地方の財政上に不尠支障を與ふるばかりでなく、道路改良の機運を阻止する等其の影響する所は極めて多大であつて、本會として之を座視することが出来ない事情に立至つたので、十一月七日午後四時三十分から丸の内日本俱樂部に於て、此が對策に關する緊急理事會を開いた。顧問澁澤子爵、水野會長を始め、山田、松木、次田、岡野、比田、中川、池田、島の各理事、内藤監事出席し、田中幹事から緊急理事會を開くに至つた理由を詳細説明して、慎重審議の結果、本豫算は少くとも内務省要求額の維持に努むるの必要あるものと認めて、此が建

### 第五調査科委員

理事	長岡隆一郎君
同	牧彦七君
評議員	直木倫太郎君
同	近新三郎君
同	太田圓三君
同	茂庭忠次郎君
同	内山新之助君
理事	次田大三郎君
同	比田孝一君
同	池田圓男君
同	島重治君
同	木原清君
評議員	市瀬恭次郎君
同	物部長穗君

議書を大藏大臣に提出することに決定した。尙本建議書は十一月十日澁澤千爵、内藤久寛、山田英太郎の三氏之を携帶して大藏大臣を訪問し詳細陳情を爲すこと、し午後五時三十分會を閉じた。

## 建 議 書

大正十五年度豫算ノ編成ニ方リ主務省カ道路改良費豫算五百十一萬餘圓ヲ要求シタルニ對シ大藏當局ニ於テハ之ヲ三百五十萬圓ニ削減セラレタリト聽ク今ノ時財政緊縮ノ必要ナルハ固ヨリ言ヲ俟タサル所ナリト雖而カモ之カ爲ニ國民生活ノ進展ヲ阻害セシムルカ如キハ深ク考慮セサルヘカラス

道路改良ニ關シテハ政府夙ニ其ノ必要ヲ認メ曩ニ國道其他府縣道以下道路ノ改良質ニ對シ之カ補助ノ政策ヲ探ラレシ以來中央地方共ニ逐年此ノ方針ニ基キ著々計畫ヲ進メ既ニ事業ノ完了ヲ告ケタルモノノ工事ノ方ニ進行中ニ在ルモノ亦尠カラス我國路政ノ爲大ニ慶賀セル所ナリキ然ルニ近

時政府財政ノ都合ニヨリ著シク豫算ヲ減額セラレ爲メニ地方ハ事業ヲ遂行スルモノニ相應スルノ補助ヲ受クル能ハスシテ地方經濟甚シク困難ニ陥レルノ實況ニ在リ是ニ至テ政府ノ採用セラレタル補助政策モ今ヤ纔ニ其ノ形骸ヲ存スルニ過キサルノ慨アルノ秋内務省カ要求シタル豫算ノ如キハ眞ニ最低限度ノモノニシテ道路改良上本會ノ尙不満足ナリトスル所ナルニ拘ハラス之ニ對シテ更ニ少カラサル削減ヲ加ヘラレタルカ如キハ寔ニ遺憾ニ堪ヘス若シ査定案ノ實現ヲ見ルニ至ラムカ政府ノ補助政策ハ名實相伴ハス近時漸ク勃興セル道路改良ノ機運モ著シク阻止セラレ國庫補助ヲ豫定シテ施工シタル地方財政ハ甚シク困憊ニ陥リ連年投シタル國費ヲ徒ラニ費消セシムルノ結果ヲ招來シテ其ノ施行中ニ屬スル工事モ亦之ヲ中止シ若ハ廢止スルモノアルニ至ルヘキハ疑ヲ容レス此ノ如キハ國家經濟上不得策トスル所ニシテ本會ノ深憂措ク能ハサル所ナリ冀クハ敍上ノ旨趣ヲ考量セラレ主務省ノ要求ニ係ル道路改良費豫算ヲ是認セラレムコトヲ茲ニ理事會ノ議決ヲ經建議候也

大正十四年十一月十日

社團法人道路改良會

顧問 澁澤榮一

會長 水野鍊太郎

### ◎全國各市聯合協議會の建議

本年九月秋田市に於て第二十五回全國各市聯合協議會を開いた。其の協議の結果法制の改正其の他に付内務、文部、大藏、農林及遞信大臣に建議書を提出した。土木に關係ある主要なものは左の通りである。

#### 陳情書

全國各都市聯合協議會ハ市ノ利害休戚ニ關スル事項ヲ講究シ併セテ市政事務ヲ協商スルノ目的ヲ以テ組織シ本年九月其ノ第二十五回ノ會議ヲ本市主催ノ下ニ開キタル處來會八十五市既往ノ經驗ニ鑑ミ將來ノ便益ヲ察シ各協議案ヲ提出シ研鑽ヲ重ネテ別冊ノ通四十三件ヲ可決シタリ孰レモ市

ノ行政財政上緊要ノ事項ニ有之候條御所管關係ノ事項ハ之ヲ採納セラレ本會ノ希望達成セシメラルル様御高配煩シ度此段陳情候也

大正十四年十一月五日

第二十五回全國各市聯合協議會代表

秋田市長 井上廣居

#### 國縣道ノ占用許可權委任ノ件

六大都市ヲ除ク市ノ行政區劃内ニ存在スル國道縣道ノ占用許可ヲ市長ニ委任シ占用料徵收ニ對シテハ相當ノ手数料交付ノ件其ノ筋へ建議スルコト

理由

從來ノ實際ニ徵スルニ國縣道ノ占用許可證ノ市廳ニ到達スルハ書類進達後約十五日乃至二十日間ヲ要シ爲ニ占用目的ノ時機ヲ失シ或ハ無斷占用ノ儘經過スル等ノコトアリ故ニ之カ簡捷ヲ圖ルニ在



### 公有水面使用料ノ件

公有水面使用料ヲ市ノ收入ニ移スコトヲ其筋ヘ建議スルコト

理由

市内ニ於ケル用悪水路溝渠並其ノ附屬物ノ如キハ事實上市ニ於テ市費ヲ以テ之ヲ管理シ居ルモノナレハ市町村費負擔ニ屬スル堤塘ト同様使用願ノ處分ハ之ヲ市長ニ委任シ其ノ使用料ハ市ノ收入ニ歸セシムルヲ相當ト認メ從來數次陳情ニ及ヘル事件ナルモ今ニ何等ノ證據ニ接セサルヲ以テ之ガ促進ヲ望ムニ由ル

### 水道條例ノ規定ニ依ル職權委任擴張ノ件

水道條例第二十一條ノ二ニ依ル地方長官ノ委任權限中工費三萬圓トアルヲ相當増額セラル、様勅令ノ改正ヲ内務大臣ニ建議スルコト

理由

現行制限ノ三萬圓ニテハ少額ニ失シ且又事務簡捷ノ趣旨ニ據リ

之ヲ少ナクモ十萬圓以上ニ委任擴張ノ必要ヲ認ムルニ由ル

### 水道條例ノ許可事項ニ關スル件

水道使用ニ關スル條例中使用料及手數料ニ關セサル部分ノ設定改廢許可ヲ地方長官ニ委任セラルル様法規ノ改正ヲ内務大臣ニ建議スルコト

理由

營造物ニ關スル使用料條例其ノ他ノ許可ハ大部分地方長官ニ委任セラレタルモ水道使用ニ關スルモノハ今尙主務大臣ノ許可ヲ要スルヲ以テ微細ノ改廢亦一々内務大臣ノ許可ヲ經サルベカラズシテ甚ダ繁雜ニ涉ルヲ以テ使用料又ハ手數料ニ關セザル事項ノ改廢ハ之ヲ地方長官ニ委任セラレムコトヲ望ム

### 下水道法施行規則改正ノ件

下水道法施行規則第三條ノ工費一萬圓未滿トアルヲ相當増額セラルル様内務大臣ニ建議スルコト

理由

本法ノ發布ハ明治三十四年ニシテ爾來勞銀、物價數倍ニ騰貴シ

而カモ制限以内ノ工事ハ極メテ少ク一面住宅ノ増加ニ伴フ必要ノ排水補足工事等ヲ施行スルニ當リ少額ノモノニ就キ認可ヲ經ルハ時日ト手數トヲ要シ時機ヲ徒過スルノ實例之シカラス斯ノ如ク不便不抄ヲ以テ少クモ之ヲ五萬圓以上ニ改正スルノ必要アリト認めタルニ由ル

### 内務省令改正ノ件

大正九年三月内務省令第六號第三條第一項第二號中町村道ノ下「路線ノ認定ノ變更若ハ」ヲ「路線ノ認定又ハ變更」ニ改正シ町村ニ對スル分ハ別號ニ設ケラルル様其ノ筋ニ建議スルコト

理 由

道路法第五十二條但書ニ依リ監督官廳ノ認可ヲ要セザル省令中六大都市ヲ除ク他ノ都市ハ市道ノ路線認定ニ關シテハ逐一監督官廳ノ認可ヲ要スル義ニ付輕易ナル認定ニ對シテハ不抄不便ヲ認ムルニ由ル

### 道路工事執行令改正ノ件

大正九年十一月内務省令第三十六號道路工事執行令第六條第五號第六號ヲ削除スルカ又ハ裁判所ヨリ本籍市町村長へ其ノ旨通知スルコトニ改ムルコト

理 由

現行刑事訴訟法中責付又ハ保釋シタルトキハ裁判所ヨリ本籍地市町村長ニ通知スヘキ規定見當ラヌ又司法省ノ訓令通牒中ニモ通知スベキ旨ノ規定ナシ故ニ市町村長ニ於テ之レカ證明ヲナスベキ道ナシ

市町村長カ證明スベキ場合ハ公簿上記載サレタル基本ニ據リ初メテ證明シ得ベキモノニシテ只空漠ト請求スル儘平素ノ人格性行等ニヨリテハ證明シ得ベカラザルモノト思ハル又本籍地ヲ管理スル裁判所ニ照會シ其回答ニヨリテ初メテ精確ナル證明ヲ與フベキモ裁判所ニ於テ回答ノ限ニアラサル旨ヲ以テ應答セザル様ノコトアルベシ其ノ場合ハ如何ニ處スベキヤ工事請負ヲナス如キモノハ全國何レノ地ニ於テ工事ノ請負ヲナストモ判ラサレハ全國ノ裁判所ニ向ツテ悉ク照會スベキヤ然ル時ハ日子ト手數ヲ要シ請求者ノ意志ニ反ムキ不便云フ可ラス如此ハ請負ハシムル官公署ニアリテ取調アベキモノニシテ市町村長へ證明セシムルハ至難事ナト專

ス

### 公費繫船壁棧橋等築造費ニ對スル國庫補助ノ件

公共團體ニ於テ其ノ費用ヲ以テ所在地港灣ニ繫船壁棧橋等ヲ築造スル場合ハ之ニ對シ國庫補助ヲ與ヘラレムコトヲ其ノ筋ヘ建議スルコト

理由

我國ニ於ケル重要港灣ハ國費ヲ以テ修築セラレアリト雖其ノ内港設備ニ在リテハ國ノ完成ノミヲ待チ難キモノアリ斯ル港灣設備ニ對シ自治體ノ之ヲ修築セムトスルニ當リテハ沒深繫船壁及棧橋等比較的工費巨額ナルニ拘ラス其ノ使用料金(繫船料)ノ一般ニシテ高率ナル能ハサルモノアルヲ以テ公共的ニ觀察シ國庫補助ヲ仰カントスルニ在リ

### 國庫補助金増加ノ件

上下水道工事費ニ對スル國庫補助金ハ相當増額セラル、  
樣其ノ筋ヘ建議スルコト

理由

上下水道ハ各都市ニ於テ最モ緊要ナル事業ナルニ拘ラス其ノ敷設ノ遅々タルハ工事費ノ多額ニシテ其ノ負擔ニ堪ヘザルニ原因ス故ニ政府ハ各都市ノ實情ヲ洞察セラレ此ノ際國庫補助金ノ増加ヲ行ヒテ事業ノ普及完全ナ期セシメラレムコトヲ要望ス

參考

水道資金ハ百六拾萬圓ニシテ上水道ニ對シ工事費ノ四分一ヲ下  
水道ニ對シ三分ノ一ノ補助ノ内規アリト

### 上水道水利權ニ關スル法律制定ノ件

河水ヲ上水道水源ト爲ス場合ニ於テ下流ニ水利權者アルトキハ土地收用法ニ準シ其ノ損害ヲ補償シテ之ヲ引用シ得ル法律制定方ヲ其ノ筋ヘ建議スルコト

理由

河水ヲ上水道水源ト爲ス場合ニ於テ下流ニ法律又ハ慣行ニ依ル水利權者アルトキハ其承諾ヲ得ルニ非ラサレハ之ヲ引用スルコトヲ得ス爲メニ一ニ横暴ナル水利權者ノ爲メ其起業ヲ不能ナラシメ又ハ不當ナル賠償ヲ爲スノ止ムテ得サルニ依リ土地收用法ニ準シ強制的ニ實行シ得ル様法律ノ制定ヲ要望スルモノナリ

叙任辭令(九月分續)

○九月三十日

道路主事 三橋竹次郎

十一級俸下賜(九月 德島縣)

(各通)

道路技師 松浦角太郎

土木技師 榊井 照藏

六級俸下賜

道路技師 平川 保一

七級俸下賜(以上九月 神奈川縣)

(十月分)

○十月五日

道路技師 後藤 直彦

七級俸下賜(十月 茨城縣)

○十月十五日

道路技師兼土木技師 中 忠義

德島縣道路技師兼土木技師ニ補ス

(十五日 内務省)

道路技師兼土木技師 中 忠義

八級俸下賜(十月 德島縣)

○十月二十日

叙任 辭令

地方技師 栗原 斧衛

陸叙高等官六等

道路技師兼土木技師 栗原 斧衛

(各通)

宇田 忠三

陸シテ高等官六等ヲ以テ待遇セラル

道路技師兼土木技師 中野吉之助

陸シテ高等官一等等ヲ以テ待遇セラル

(以上十月 内閣)

○十月二十八日

鳥取縣土木書記 佐原 吉美

從七位勳八等

道路主事ニ任ス

(十月二 内閣)

道路主事 佐原 吉美

鳥取縣道路主事ニ補ス(十月二 内務省)

道路主事 佐原 吉美

年俸參百圓下賜(十月二 鳥取縣)

道路主事 綿織波太郎

十一級俸下賜(十月二 島根縣)

○十月二十九日

土木技師 國安 良一

願ニ依リ本職ヲ免ス(十月二 内閣)

○十月三十日

從七位勳八等 横井 謙治

道路主事ニ任ス

高等官七等ヲ以テ待遇セラル

青森縣道路技師 津内口鐵太郎

高等官八等ヲ以テ待遇セラル

犬飼 顯二

土木技師兼道路技師ニ任ス

高等官六等ヲ以テ待遇セラル

道路技師兼土木技師 山口 敏藏

土木技師兼道路技師ニ任ス

(以上十月 内閣)

道路主事 横井 謙治

大阪府道路主事ニ補ス

土木技師兼道路技師 犬飼 顯二

新潟縣土木技師兼道路技師ニ補ス

道路技師兼土木技師 津内口鐵太郎

青森縣道路技師兼土木技師ニ補ス

土木技師兼道路技師 山口 敏藏

青森縣土木技師兼道路技師ニ補ス

(以上十月 内務省)